

事務連絡
平成 30 年 4 月 4 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく大都市特例に関する保険者照会にかかる対応について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）第 40 条において、難病法中都道府県が処理することとされている事務を指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）が処理することとする規定が定められており、平成 30 年 4 月から施行することとされております。

この規定に基づき、昨年 12 月 13 日に難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 303 号）が公布されました。

これに伴い、難病法に基づく指定難病患者の医療保険における所得区分についての連絡等に係る事務（保険者照会）について、下記のとおりとなりますので、御了知の上、都道府県におかれては管内市町村（特別区含む。）及び国民健康保険組合への周知並びにその円滑な運用にご配慮いただきますようお願い申し上げます（別添参照）。

記

- 1 指定都市の区域内に居住地を有する指定難病患者について、保険者照会を行う主体が、平成 30 年 4 月 1 日以降は道府県から指定都市に変更となること。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日以降、指定都市の区域内に居住地を有する指定難病患者について所得区分の変更があった場合には、道府県ではなく指定都市へ通知を行うこと。